



栃木県公報

平成 24 年
7 月 6 日(金)
第 2391 号

目 次

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の一部改正..... 549
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る介護補償の額を定める告示の一部改正..... 550
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第3号の知事が定める施設を定める告示の一部改正..... 550
- 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請..... 550
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請..... 551
- 予定保安林..... 552
- 保安林の指定..... 552
- 森林法第189条の規定に基づく告示 553
- 同..... 553
- 同..... 553
- 指定施業要件変更予定保安林..... 554
- 道路の区域の変更..... 555
- 道路の供用開始..... 555
- 指定管理者の指定に係る変更..... 556

公 告

- 当せん金付証票の発売..... 556
- 県営土地改良事業の工事完了..... 557

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 557

告 示

栃木県告示第三百八十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（平成四年栃木県告示第四百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月六日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十四年七月六日

栃木県知事 福田 富一

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、六一三円	一一、九五四円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二八円	一一、九五四円
二十五歳以上三十歳未満	五、六四八円	一三、〇九〇円

三十歳以上三十五歳未満	六、二〇八円	一五、九四四円
三十五歳以上四十歳未満	六、六四七円	一八、四九八円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二五円	二一、六八五円
四十五歳以上五十歳未満	六、九〇三円	二二、五二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、五五二円	二四、五五二円
五十五歳以上六十歳未満	五、七五七円	二二、〇五二円
六十歳以上六十五歳未満	四、六〇二円	一九、〇九〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一五、二四七円
七十歳以上	三、九五〇円	一一、九五四円

栃木県告示第三百八十六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る介護補償の額を定める告示（平成九年栃木県告示第三百八十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月六日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十四年七月六日

栃木県知事 福田 富一

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に、「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千二百七十円」を「五万二千五百五十円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

栃木県告示第三百八十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第九条の二第三号の知事が定める施設を定める告示（平成八年栃木県告示第四百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月六日

栃木県知事 福田 富一

第三号を削る。

（職員厚生課）

栃木県告示第388号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、同項の規定により当該申請に係る書類を縦覧に供するので、同条第6項の規定により、利害関係を有する者は、平成24年8月20日までに栃木県東環境森林事務所長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成24年7月6日

栃木県知事 福田 富一

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
栃木ハイトラスト株式会社 代表取締役 長野 榮夫
栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3
- 一般廃棄物処理施設の設置の場所
栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3及び18番地16
- 一般廃棄物処理施設の種類
焼却施設
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

紙くず、木くず、繊維くず及び感染性一般廃棄物

5 申請年月日

平成23年12月26日

6 縦覧場所

栃木県環境森林部廃棄物対策課、栃木県東環境森林事務所、真岡市産業環境部環境課及び上三川町住民生活課

7 縦覧期間

平成24年7月6日から同年8月6日までの日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

8 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 一般廃棄物処理施設の設置に関する利害関係の内容
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

栃木県告示第389号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、同項の規定により当該申請に係る書類を縦覧に供するので、同条第6項の規定により、利害関係を有する者は、平成24年8月20日までに栃木県東環境森林事務所長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成24年7月6日

栃木県知事 福田 富 一

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

栃木ハイトラスト株式会社 代表取締役 長野 榮夫

栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3及び18番地16

3 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥（特別管理産業廃棄物を含む。）、廃油（特別管理産業廃棄物を含む。）、廃酸（特別管理産業廃棄物を含む。）、廃アルカリ（特別管理産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿及び感染性産業廃棄物

5 申請年月日

平成23年12月26日

6 縦覧場所

栃木県環境森林部廃棄物対策課、栃木県東環境森林事務所、真岡市産業環境部環境課及び上三川町住民生活課

7 縦覧期間

平成24年7月6日から同年8月6日までの日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

8 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置に関する利害関係の内容
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

(廃棄物対策課)

栃木県告示第390号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月6日

栃木県知事 福 田 富 一

1 保安林予定森林の所在場所

佐野市作原町字動明コロビ1754から1756まで、字竹ノ沢1757、1758、1760、1766-1、1766-2、1768、1770-2、字広久保1769、1770-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、択伐による。

字竹ノ沢1758・1760（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

栃木県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年7月6日

栃木県知事 福 田 富 一

1 保安林の所在場所

塩谷郡高根沢町大字桑窪字後和田1239の1、1240の1、字和田1380、1382の1、1383の1、1388、1403、1404、1406の2、1407の2、1411の1、1418の1、1429の1、1431、1432の1、1433、1439の1、1441、1442、1444の1、1446の1、1449の1、1450の1、1452、1488の1、1489、1490の1、1491の1、1493の1、2310の1、字浦山1545の1、字笹山2031、2130、字枇杷ヶ沢2217、2239、2256の2

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び高根沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第392号

平成24年3月23日付け栃木県告示第128号で告示した指定施業要件変更予定保安林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成24年7月6日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名	住 所	関 係 市 役 所
大垣政二郎	宇都宮市旭町1-3470	日光市役所
松井弘	同 一条町1155	同
伴金治	栃木市富士見町3-13	同
山越タケ	日光市日蔭252	同
湯沢喜代一	同 同 267	同
小栗亀男	同 同 346	同
榊秀夫	同 同 188	同
山口藤郎	同 高原44	同
小池正造	鹿沼市亀和田44	同
山菅シゲノ	同 鹿沼1942	同
加藤安次郎	日光市今市66	同
手塚久吾	塩谷郡塩谷町船生138	同
阿部ハナ	日光市湯西川34	同

栃木県告示第393号

平成24年2月21日付け農林水産省告示第450号で告示した旨通知のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林に係る権利者に通知したが、次に掲げる者については、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係町役場の掲示場に掲示したので告示する。

平成24年7月6日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名	住 所	関 係 町 役 場
増淵昇一	塩谷郡塩谷町大字鳥羽新田8	塩谷町役場

栃木県告示第394号

平成24年3月16日付け農林水産省告示第753号で告示した旨通知のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森

林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成24年7月6日

栃木県知事 福田 富一

氏名	住所	関係市役所
伊東貞雄	東京都小金井市梶野町2-309	矢板市役所
東泉新平	矢板市土屋863	同
磯末吉	同 同 45-2	同
阿久津義夫	同 同 98	同
八木澤初	同 同 867	同
東泉東五郎	同 同 861	同
小滝卓司	神奈川県横浜市港南区港南2-30-5	同

栃木県告示第395号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月6日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日光市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日光市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、択伐による。
日光市（次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
芳賀郡茂木町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

芳賀郡茂木町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年7月6日から同年8月6日まで一般の縦覧に供する。

平成24年7月6日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 親園南金丸線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
170	前	大田原市宇田川615-1から 大田原市宇田川931まで	7.9～11.0	608.0	
	後	大田原市宇田川615-1から 大田原市宇田川931まで	13.3～19.0	608.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 折戸西那須野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
259	前	那須塩原市横林字海道東53-2から 那須塩原市接骨木字川添120-1まで	6.2～8.0	872.0	
	後	那須塩原市横林字海道東53-2から 那須塩原市接骨木字川添120-1まで	10.3～14.4	872.0	

栃木県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年7月6日から同年8月6日まで一般の縦覧に供する。

平成24年7月6日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一 般 国 道 293 号	足利市大月町1091-1 から 足利市大月町854-3 まで	平成24年7月6日
58	一 般 県 道 境 間 々 田 線	小山市大字南飯田290-28から 小山市大字南飯田302まで	平成24年7月6日
58	一 般 県 道 境 間 々 田 線	小山市大字南飯田348-1 から 小山市大字平和373-1 まで	平成24年7月6日
208	一 般 県 道 飛 駒 足 利 線	足利市名草中町1138-1 から 足利市名草中町3647まで	平成24年7月31日
211	一 般 県 道 豊 原 高 久 線	那須郡那須町大字寺子乙1281-15から 那須郡那須町大字寺子乙1275-2 まで	平成24年7月6日

(道路保全課)

栃木県告示第398号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月6日

栃木県知事 福 田 富 一

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日
交通安全教育センター	財団法人栃木県交通安全協会	指定管理者の代表者の氏名	理事長 山口博久	理事長 保坂正之	平成24年 5月30日

(警察本部運転免許管理課)

公 告

○当せん金付証票の発売

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、受託を希望する銀行等は、受託申請期限までに申請されたい。

平成24年7月6日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 名称
第374回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
30億円、1500万通
- 3 証票金額
1枚 200円
- 4 発売期間
平成24年11月7日から同月20日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 1,339,600,000円
- 6 委託対象事務の範囲

- 当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 263,430,930円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 94,800,000円
- 9 受託申請期限
平成24年7月27日
- 10 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通知による。

(財政課)

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成24年7月6日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営中山間荒川清流地区土地改良（区画整理）事業（上寺島）	平成24年4月25日
県営中山間荒川清流地区土地改良（区画整理）事業（玉生）	平成24年4月25日

(農地整備課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年7月6日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入件名及び数量 栃木県財務会計システム及び総合庶務事務システム（仮称）機器等調達一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成24年10月1日から平成29年9月30日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
- (4) 借入場所 県の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、事務用機器又は通信、情報処理若しくはその他のサービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成24年8月28日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 本県の県税に未納がないことを証明できる者であること。

(6) 平成14年4月1日から平成24年8月16日までの間において、都道府県の基幹的な情報システムに関する業務の業務完了実績又は機器等の貸与等の実施実績を有することを証明できる者であること。

(7) 本入札に係る入札説明書の交付を受け、入札説明書に記載する事項を履行する者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県会計局管理課システム管理担当

電話028-623-3008 FAX028-623-3016 E-mail:zaimu-sys-dev@pref.tochigi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成24年7月6日から同年8月16日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年8月28日午前10時 栃木県庁本庁舎研修館4階401研修室に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、平成24年8月27日午後5時必着とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

(4) 入札方法 1(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札説明会は、平成24年7月18日午後1時30分から栃木県庁本庁舎研修館2階201研修室において開催する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア 競争入札参加資格の確認等

入札者は、2に掲げる入札に参加する者に必要な資格を証明するために、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

併せて、入札者が提供しようとする借入物品等について適合性証明書等を作成、提出し、適合性の審査を受けなければならない。

(ア) 提出期限 平成24年8月17日午後5時

(イ) 提出場所 3(1)の場所

(ウ) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

イ 競争入札参加資格確認申請書等若しくは適合性証明書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者若しくは適合性審査に合格しない者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果等は、平成24年8月24日までに通知する。

(4) 入札の無効 入札参加資格のない者又は適合性審査に合格しない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上ある場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) その他 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

The equipments for the Tochigi Prefectural Financial System and The Comprehensive Business Affairs System(Tentative names) 1set

- (2) Time and Date of bidding:

10:00 a.m., August 28, 2012

- (3) Information is available at:

System Management Section

Management Division

Accounting Bureau

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-3008

(会計局管理課)